

松寿会指定居宅介護支援事業所

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業所の概要
2. 事業所の職員体制等
3. 営業日・営業時間
4. 同一法人があわせて実施する事業
5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと内容等について
6. サービス利用料及び利用者負担について
7. 契約の更新、終了、解約について
8. 事業所のサービスの方針等
9. 事故発生時の対応
10. 虐待の防止
11. 感染症の予防及びまん延防止
12. 業務継続計画
13. 相談窓口、苦情対応
14. 当事業所経営法人の概要

社会福祉法人松寿会

松寿会指定居宅介護支援事業所

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所の概要

事業所名	松寿会指定居宅介護支援事業所
所在地	秋田市浜田字陳ヶ原35番地31
提供サービス及び介護保険事業者番号	サービス種類：居宅介護支援 事業所番号：0570101139
管理者及び連絡先	管理者 田村 梨沙 電話：828-7630 FAX：828-7863
サービス提供地域	秋田市全域

2. 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	居宅介護支援事業所の管理	1名
介護支援専門員	居宅サービス計画等の作成及び管理	3名
事 務 員	実績集計、請求事務	1名

3. 営業日・営業時間

区 分	月 曜 日 ～ 金 曜 日	土曜日・日曜日・祝日
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで	休み

* 国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日までの年末年始は、特別休業の扱いとなります。ただし、緊急時は24時間対応します。

4. 同一法人があわせて実施する事業

介護保険関係事業

事業の種類	指 定 年 月 日	事業所番号
松寿会指定訪問介護事業所	平成12年 4月1日	0570102921
松峰園指定訪問介護事業所	平成18年10月1日	0570115139
松寿会指定通所介護事業所	平成12年 4月1日	0570102939
松寿会指定短期入所生活介護事業所	平成12年 4月1日	0570102947
松寿会指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム松満園	平成12年 4月1日	0570150243
特定施設入居者生活介護養護老人ホーム松寿園	平成18年10月1日	0570115105
特定施設入居者生活介護(盲)養護老人ホーム松峰園	平成18年10月1日	0570115121

介護予防サービス

事業の種類	指定年月日	事業所番号
松寿会指定介護予防訪問介護事業所	平成19年4月1日	0570102921
松寿会指定介護予防通所介護事業所	平成19年4月1日	0570102939
松寿会指定介護予防短期入所生活介護事業所	平成28年2月1日	0570102947

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所（松寿会指定訪問介護事業所）

事業の種類	指定年月日	事業所番号
居宅介護事業所	平成18年10月1日	0510100043

老人福祉関係施設等

施設名	設立年月日	定員等
養護老人ホーム松寿園	昭和42年 2月 8日	50名
（盲）養護老人ホーム松峰園	昭和49年 1月16日	55名
特別養護老人ホーム松涛園	昭和54年 2月16日	80名
軽費老人ホームA型だいせん	昭和56年 2月 1日	50名
在宅介護支援センター	平成 7年 4月 1日	

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと内容等について

（1）居宅介護支援の利用の前に

1. 要介護度の判定を受けるための申請はお済みですか？

介護サービスを受けるためには、始めに要介護状態、または要支援状態に該当するか、さらに介護の必要度（要介護度）の判定を受けなければなりません。それにより、その介護度に応じてサービスの給付を受けることができます。

2. 要介護認定申請は、当居宅介護支援事業所でも代行いたします。無料です。

要介護認定の申請代行や、サービスの給付を受けるための居宅サービス計画(ケアプラン)の作成等をご依頼（契約）により行うのが当居宅介護支援事業所です。事業所には介護保険法に基づき介護支援専門員（ケアマネジャー）がおり、介護サービスを利用する方の相談に応じ、自宅や施設で適切なサービスが受けられるようサービス提供事業者等との連絡調整を行います。

(2) 居宅介護支援の利用方法について

1. 当事業者と契約の締結

始めに、当事業者と契約を結びます。(詳しい契約内容については、担当の職員がご説明します。)

2. 申請の代行

要介護認定のための申請が行われていない場合、申請の代行を行います。

3. 居宅サービス計画の作成

要介護認定後、介護度や本人のご希望等により、居宅サービス計画を作成します。そのためには、秋田市に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出しなければなりません。

要介護度に応じ、ご契約者様やご家族様のご要望により、「どんなサービス」を「どのくらい」希望するか、また、指定居宅サービス事業者を選択し、これらを組み合わせて居宅サービス計画の原案を作成します。

4. サービスを提供する事業者とのサービス調整

作成した居宅サービス計画原案をご契約者やご家族に説明の後に同意をいただき、サービスを提供する事業者とのサービスの調整を行います。

5. サービスの開始

6. 居宅サービス計画の経過観察

サービスが開始された後も、居宅サービス計画の実施状況や新たに発生した解決すべき課題を把握するため、ご契約者やご家族、サービス提供事業者等との連絡を継続的に行います。

- ・ 継続的な情報提供や説明を行うため記録を作成し、保管します

7. 居宅サービス計画の変更等

居宅サービス計画にあるサービス内容の変更やサービス提供事業者等の変更を希望する場合は、ご連絡ください。速やかに変更します。要介護認定の変更に伴う場合も同様です。

- 要介護認定には有効期間があり、引き続きサービスを希望する場合には継続の手続きが必要です。要介護認定の更新申請及び有効期間中でも状態の変化に伴う要介護度の手続き等、申請が円滑に行えるように援助いたします。

(3) 居宅介護支援事業所としての対応

- 介護支援専門員は常に「身分証明書」を携帯し、ご契約者やそのご家族などから提示を求められた場合には、いつでもそれに応じ、身分証明書を提示します。
- 利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の紹介を求めることができます。
- 利用者やその家族は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- 医療機関との連携促進に努めます。(入院時に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を入院先にお伝えください。介護支援専門員が把握した利用者の状況について主治医、歯科医師、薬剤師などに必要な情報伝達を行なっていきます。)
- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、以下についてご利用者やご家族に説明を行い、ご同意いただきます。(利用状況は別紙の通り。)
 - ・ 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - ・ 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。

6. サービス利用料及び利用者負担について

- ・ 居宅介護支援（ケアプラン作成等）について、ご契約者のご負担はありません。
- ・ 居宅サービス計画策定時に加算が生じますが、この加算算定に伴うご契約者のご負担はありません。

（１）基本料金

要介護度 1～2	1086 単位／月
要介護度 3～5	1411 単位／月

（２）介護職員等処遇改善加算

介護職員等の処遇改善に取り組む事業所として、1月あたりの介護報酬（居宅介護支援費の総単位数）に「2. 1%」を乗じた単位数を加算して算定します。

- ・ 介護支援専門員が秋田市以外の地域に訪問等を必要とする場合には、交通費等実費をご負担いただく場合があります。

7. 契約の更新、終了、解約について

（１）契約の期間及び更新

契約を締結した日から要介護認定等の有効期間満了日までとし、契約満了の7日前までに契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されます。

（２）ご契約者のご都合で契約を終了する場合

- ・ ご契約者は、7日以上予告期間をもって契約を終了することができます。

（３）事業者の都合で契約を終了する場合

事業者は、やむを得ない事情により契約を終了する場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに理由を記載した文書により通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

（４）自動終了

以下の場合は双方の申し出がなくても、自動的に契約が終了します。

- ① ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ② ご契約者の要介護状態が自立または要支援状態と認定されたとき
- ③ ご契約者が死亡されたとき

（５）その他

- ・ 事業者がご契約者に対して著しい損害を与えた場合は、ご契約者は即時に契約を終了することができます。
- ・ ご契約者やご家族などが事業者や事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は、即時に契約を終了させていただく場合があります。

8. 事業所のサービスの方針等

本事業所の介護支援専門員は、ご契約者が要介護状態等にあっても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合かつ効率的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行います。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族及び市町村等関係者に対して連絡をする等の必要な対応をいたします。

10. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

11. 感染症の予防及びまん延防止

事業者は、感染症の発生とまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催（6か月に1回以上）するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

12. 業務継続計画

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的に当該計画を見直しと、必要に応じた変更を行います。

13. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関するご相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

居宅介護支援事業所	電話番号：828-7630 F A X：828-7863 管理者： 田村 梨沙 対応時間は午前8：30～午後5：15まで 緊急時は24時間対応
-----------	--

* 土曜日・日曜日・祝日・夜間等の連絡は、居宅介護支援事業所へ自動転送され、担当者が対応いたします。

松寿会経営施設入所者 等苦情処理委員	川村 幸子	秋田市下浜桂根字浜田126-1 電話番号：879-2323
	小野 均	秋田市新屋沖田町4-5 電話番号：828-2108

○ 公的機関でも苦情申し出等ができます

秋田市介護保険課	所在地：秋田市山王一丁目1-1 電話番号：888-5672 F A X：888-5673 対応時間：午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地：秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館4階 電話番号：883-1550 F A X：883-1551 対応時間：午前9時～午後5時
秋田県福祉サービス相 談支援センター	所在地：秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 電話番号：864-2726 F A X：864-2742 対応時間：午前8時30分～午後5時15分

* 土曜日、日曜日、祝日等を除く

14. 当事業所経営法人の概要

名 称	社会福祉法人松寿会
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 佐々木 勘右エ門
所 在 地	秋田市浜田字陳ヶ原 15 番地 5
業 務 の 概 要	当法人は、各種介護保険事業所及び、特別養護老人ホームをはじめとする各種老人ホームを経営し、総合的な高齢者の福祉の向上を目指しています。また、地域福祉の拠点として中核的な役割を担うため、各種在宅サービスを実施しています。 この他に大学や専門学校などの委託による各種養成研修・介護実習等の受け入れや、幼稚園・保育所、小・中・高校生との交流、地域のボランティアの参加による各種行事の実施など、地域とのつながりや福祉意識の高揚などにも力を入れています。
介護保険事業所	訪問介護事業所（ホームヘルパー） 2ヶ所（松 寿 会 、 松 峰 園） 通所介護事業所（デイサービス） 1ヶ所 短期入所生活介護事業所（ショートステイ） 1ヶ所 居宅介護支援事業所 1ヶ所（居宅サービス計画等の作成） 特定施設入居者生活介護事業所 2ヶ所（松寿園、松峰園） 介護老人福祉施設 1ヶ所（松涛園）
老人福祉施設	養護老人ホーム 松寿園（しょうじゅえん） （盲）養護老人ホーム 松峰園（しょうほうえん） 特別養護老人ホーム 松涛園（しょうとうえん） 軽費老人ホーム（A型）だいせん 在宅介護支援センター

〔説明確認欄〕

令和 年 月 日

居宅介護支援事業の提供にあたり、契約者に対して別紙重要事項をご説明しました。

事業者	所在地	秋田市浜田字陳ヶ原 3 5 番地 3 1
	事業者名	松寿会指定居宅介護支援事業所

説明者	_____ 印
-----	---------

居宅介護支援事業の重要事項について、上記のとおり説明を受けました。

契約者	住所	_____
-----	----	-------

	氏名	_____ 印
--	----	---------

立会人	住所	_____
-----	----	-------

	氏名	_____ 印
--	----	---------

(続柄)

同意書

松寿会指定居宅介護支援事業所
所長 佐川 晃 人 様

私は、介護サービス計画書（ケアプラン）の作成やサービス担当者会議で私や家族の個人情報が必要な場合には、情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

家 族 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(続柄)

《参考》

この同意書は、契約書第3章 第13条に基づき作成されるものです。

